

## 今後の制度の在り方の検討（ ）

【前回までのまとめ】(前回資料 5 . 抜粋)

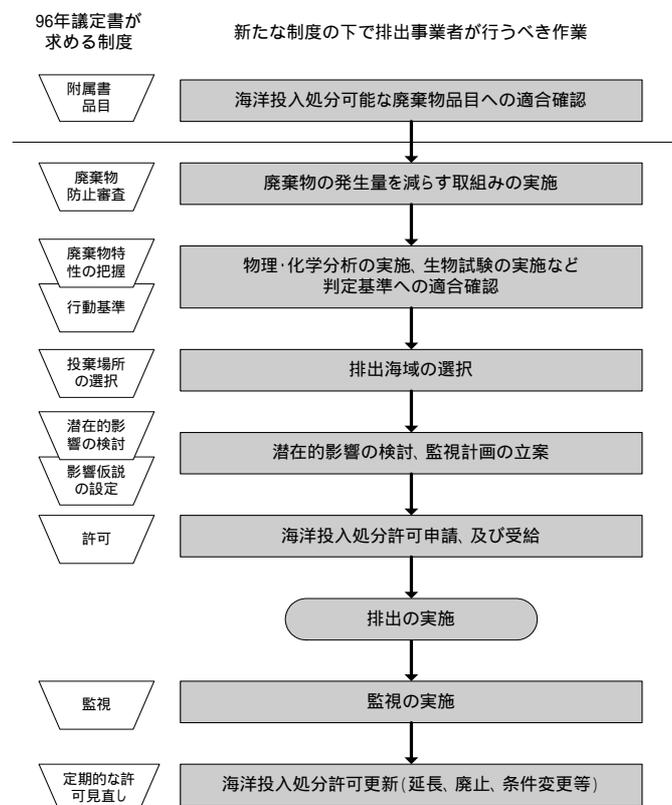
### I . 附属書 への対応の基本的考え方

附属書 が締約国に導入を求めている許可発給体系は、わが国の現行制度では対応できているとはいえない。このため、現行の海防法等における制度を見直し、許可発給制度の導入を含めた、新たな廃棄物海洋投入管理の仕組みを設ける。

制度構築に当たっては、96 年議定書本文に明記された「予防的取組み」と「汚染者負担原則」の考え方を踏まえた制度とする。

また、新たな許可制度の構築にあたっては、附属書 (W A F ) に沿ったものとするのが前提であり、あわせて、廃棄物評価ガイドライン (W A G ) をできるだけ尊重するものとする。

以上を踏まえた新たな廃棄物海洋投入処分管理の流れは、図 1 のとおりとなる。



## II. 新たな制度の基本骨格についての考え方（１）

海洋投入処分許可の申請主体：

新たな許可制度では、個々の廃棄物等について、発生量や海洋投入処分量が最小化できていることや、その特性等を十分に明らかにする必要があることに加え、環境影響が生じないように投棄場所や投棄方法を適切に選択することが必要となる。また、汚染者負担原則も考慮する必要がある。これらに鑑みれば、廃棄物等についての十分な情報を持ち、かつ、その発生量の削減や投棄場所の選択等を実施可能な立場にある「排出事業者」を、海洋投入処分許可の申請主体とすることが適切である。

海洋投入処分許可の審査主体：

海洋環境保全の一義的責任は国にあること、加えて地方公共団体の管轄が及ばない沖合大深度海域の環境影響についての審査も行う必要があること等を勘案すると、海洋投入処分許可の審査主体は国とすることが適切である。ただし、発生廃棄物量の抑制（最小化）等の審査に関しては、これと密接に関係する既存制度が存在していることから、必要に応じて地方公共団体との連携を確保できるしくみとし、これらの既存制度との整合を図る必要がある。

住民関与の在り方：

透明性の確保、説明責任の遂行、海洋環境に係る情報の合理的な集約などの観点に留意しつつ、市民関与の機会を十分に確保する必要がある。

ここでいう「排出事業者」は必ずしも単独である必要はなく、廃棄物発生量抑制や潜在的影響の検討等に取り組む観点から見て合理的な集団であれば、複数の「排出事業者」の集合体であってもよいと考えられる。

海洋投入処分にあっては関係地域等の考え方がなじまないこと等を勘案すれば、利害関係者の存在を前提としたかたちでの市民関与の仕組みではなく、情報の公開と意見聴取の範囲は国民一般に定めることを前提とすることが必要となる。具体的には、たとえば、制度を創設する段階（実行ガイダンス等の設定を含む）においてパブリックコメントを求めること（図２中 ）や、個別の許可申請・許可について、インターネット等を通じて情報を公開し、自由に意見を述べることができるシステムを採用することなどが考えられる（図２中 ）。

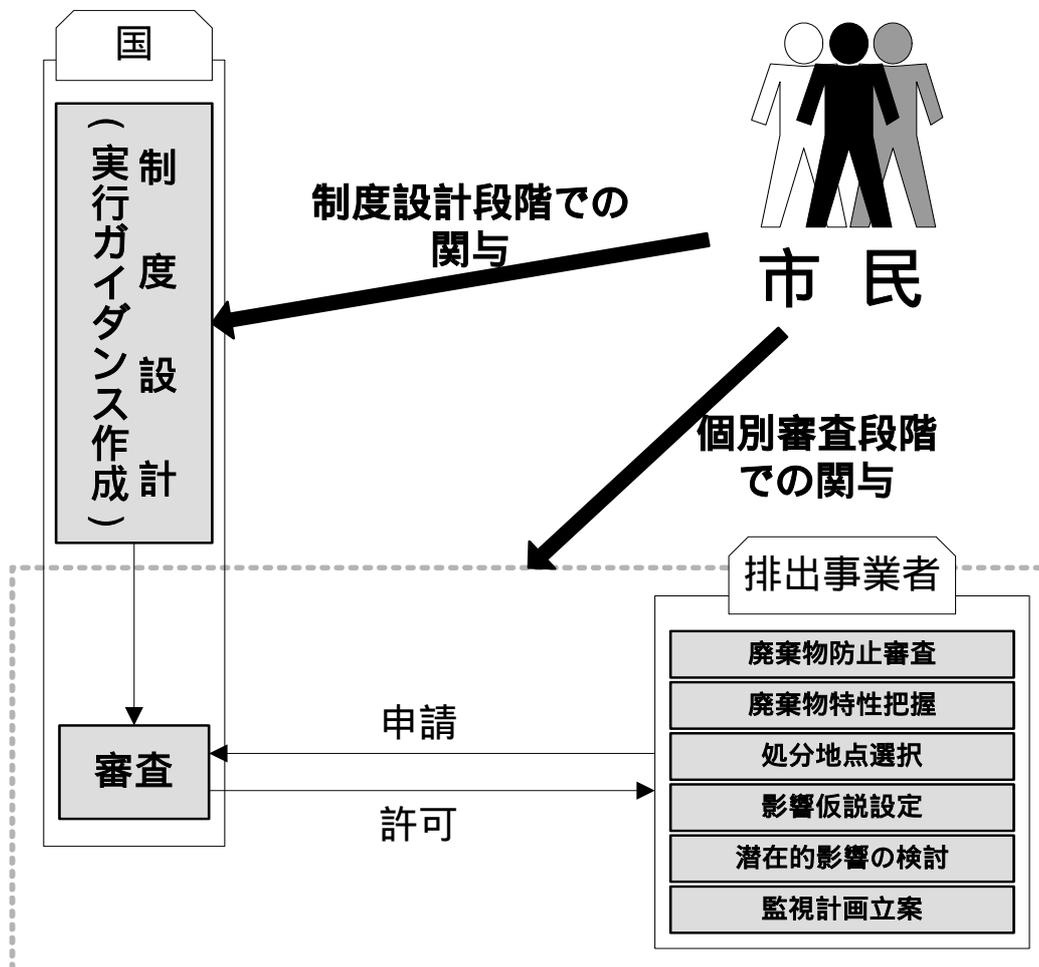


図2 市民関与のあり方

## 【今回検討事項】

### I. 新たな制度の基本骨格についての考え方（2）

許可の有効期間：

96年議定書附属書が求める許可制度では、「許可は、監視結果及び監視計画の目的を考慮し、定期的に見直されるべき」とされている（パラ18）。したがって、新たな許可制度の下では、排出事業者に対して発給される排出許可を有期限のものとし、定期的に見直す制度とする必要がある。ただし、品目ごとに海洋投入処分の実態等が異なることを考えれば、許可期限を一律に定めてしまうのではなく、各品目の特性や海洋投入計画等を勘案しつつ、柔軟に許可期限を定めることができる仕組みとする必要があるのではないか。

海洋投入許可は、附属書に基づいて、有期限のものとする必要がある。その期限の長さについては、投棄が長期にわたって計画されている場合には投棄の累積的な影響についての検討も必要となること、環境影響の検討やその結果の審査等の手続きに一定の事務や期間を要することなどを勘案すると、毎回毎回の投棄毎に許可発給を行うことは現実的ではなく、数年程度以上の期間の許可とする必要があると考えられる。他方、沖合大深度海域では十分にその海洋環境が把握し難いこと、並びに大きな影響が生じた場合にも投入した廃棄物等の回収が実質上不可能であること等から、例えば10年にも及ぶような長期間許可とすることは望ましくなく、比較的短期間の複数年許可で実態を適切に把握しながら処分を実施する仕組みとすることが適切であると考えられる。

ただし、品目によって海洋投入処分の方法やその処分計画等の期間等に違いがあることから、許可期限をあらかじめ一律のものとして定めてしまうのではなく、各品目の特性や処分計画等を勘案しつつ、柔軟に許可期限を定めることができる仕組みとする必要があるものと考えられる。

## II. 附属書 が求める個別の仕組みへの対応の考え方（１）

### １．廃棄物防止審査

附属書 は、海洋投入処分を予定する廃棄物等について、

#### １）廃棄物防止審査（WASTE PREVENTION AUDIT）

：廃棄物の発生源での発生防止・削減策の立案およびその計画的実施（パラ 2）

#### ２）廃棄物管理手法の検討

（CONSIDERATION OF WASTE MANAGEMENT OPTIONS）

：発生した廃棄物に関する、再利用・リサイクルの可能性、陸上処分など他の処分方法の検討（パラ 5）

を実施し、当該廃棄物の海洋への排出は「やむを得ない処分である」ということを証明できたものについてのみ、海洋投入処分の許可を発給する制度を設けることを求めている。

1)と 2)は、共に海洋投入処分する廃棄物等の量を最小化するために設けられた規定であることから、ここではこれらを一括して広義の“廃棄物防止審査”と称した上で、その在り方を検討する。

新たな許可制度のもとでは、排出事業者が以下の事項について十分検討した上で、その結果を申請時に明らかにする必要がある。

；廃棄物等の種類と発生過程、発生量（海洋投入処分を予定する廃棄物等の概要）

；海洋投入処分量の最小化の検討（廃棄物削減計画）

廃棄物等の発生量削減の検討

廃棄物等の有効利用等による最終処分量及び海洋投入処分量削減の検討

これらの検討の着実な実施とその結果の客観的な審査を可能とするためには、排出事業者に対して削減数量を定量的に記述するよう求めていくことが考えられるのではないかと。

なお、製造工程から生じる産業廃棄物と、下水汚泥、一般廃棄物及び水底土砂では、発生形態等に差異があることについての配慮が必要ではないかと。

上記 では、排出事業者は当該廃棄物等の海洋投入処分検討対象としての適格性、当該廃棄物が生じる理由、および計画期間内における発生量の見込み等を明示する必要

がある。具体的事項は以下のとおりと考えられる；

- a. 廃棄物等が 96 年議定書附属書 を受けて法令で指定される品目に該当することの確認
- b. 発生者および発生場所
- c. 発生源、発生過程
- d. 年間、及び必要であれば月当たり等の廃棄物発生見込量

上記（廃棄物削減計画）の では、排出事業者は、附属書 の例示を踏まえつつ、技術的・経済的な削減可能性を明らかにし、当該廃棄物等について発生量を最小化させたことを明らかにしなければならない。

ただし、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び水底土砂については、廃棄物発生量の最小化という考え方そのものが成り立たないとも考えられることから、この検討が必要か否かについて、他の廃棄物と区別することも考えられる。ただし、水底土砂については、しゅんせつ事業の必要性を十分に明らかにすることを求める必要があると考えられる。

上記（廃棄物削減計画）の では、排出事業者は、廃棄物等の有効利用（有効活用）を図ることにより当該廃棄物等の海洋投入処分量を最小化させたことを明らかにしなければならない。ここで事業者が示すべき具体的な事項は以下のとおりと考えられる；

- a. 当該廃棄物等の有効利用  
：当該廃棄物等の有効利用について既に取り組んでいるもの及び計画期間において取り組むものを明らかにする。
- b. 海洋投入以外の処分方法が選択困難であることの根拠  
：有効利用を図った上でなお残る廃棄物等について、陸上処分等が困難であることにつき、技術的、経済的課題等を含めて示す。

事業者に対して上記 及び に関する検討の着実な履行を求め、また、許可審査主体（国）がその結果を的確かつ客観的に審査することを担保するためには、事業者の許可申請に当たり、具体的かつ定量的に削減量を記述するよう求める必要があるものと考えられる。またいずれにしても、検討すべき事項や申請書への記載内容等に関して

は、審査主体である国が、ガイドライン等によって明確化しておくことが適当であると考えられる。

なお、国は提出された内容を確認する必要がある、そのためには、一定期間毎（たとえば年1回等）の海洋投入処分量等を事業者が報告する仕組みを設ける必要があると考えられる。またあわせて、排出事業者から提出された内容を的確に審査するために、国は、当該廃棄物あるいは類似廃棄物の再利用、リサイクル、減量化等に関する技術情報等を収集・整理しておく必要があると考えられる。

なお、産業廃棄物の場合には、景気動向によって製品需要が大幅に増加し、当初の許可申請時に立案した計画の履行が困難になる場合も想定される。したがってこのような場合に関し、予防的取り組みの考え方等を踏まえた審査の在り方等をあらかじめ整理しておく必要があるものと考えられる。

## 2. 廃棄物特性の把握

附属書 は、海洋投入処分を検討する廃棄物等の性状が十分に把握できない(できていない)場合には、海洋投入処分は許可できないとしている。したがって、新たに整備する海洋投入処分許可制度においては、当該廃棄物等の性状を明らかにすることを求める仕組みを設ける必要があるのではないか。

附属書 は、廃棄物等の海洋投入処分による海洋環境へ与える潜在的な影響を適切に評価し、その処分が適切であるか否かを判断するために、海洋投入処分許可の申請にあたり当該廃棄物等の性状を十分把握することを求めている。

廃棄物等の特性を把握するために必要な項目は附属書 パラ 8 に例示されている。これらの項目は廃棄物等の海洋投入処分による海洋環境へ与える潜在的な影響を適切に評価するために必要となる項目として定められたものと考えられる。そこで、実際に排出事業者に対して明示を求める項目については、これらの項目を参考にしつつ、処分する廃棄物等の違いを考慮して定めておく必要があると考えられる。

附属書 パラ 8 に掲げられた各項目の意味は、次表のように整理することができる。排出事業者により明示されるべき具体的な廃棄物等の特性の例を参考資料 1 に示す。

96年議定書附属書 パラ 8	新たな仕組みでの扱い
.1 起源、総量、形態及び平均的な組成	廃棄物の特性を検討するための基礎的なデータ 上記データに基づく、廃棄物特性の評価内容
.2 物理的、化学的、生化学的、及び生物学的特性	
.3 毒性	
.4 物理的、化学的及び生物学的持続性(persistence)	
.5 生物又はたい積物中における蓄積及び生物学的な変性(biotransformation)	

なお、生物学的な特性に関しては、96年議定書附属書 は生物試験の実施を不可欠なものとして盛り込んではいないが、当該廃棄物等の生物学的な特性(毒性、蓄積性等)を明らかにするひとつの方法として、必要に応じて「生物試験」を用いることは有用であると考えられる。ただし、廃棄物そのものについての生物試験の方法は、現時点では十分に確立されているとはいえないことから、その結果の取り扱いについては、注意を要する。

### 3. 行動基準

行動基準は、それを超える場合には原則として投棄を禁じることを判断するために設けるべきこととされている基準である。わが国では有害物質に係る判定基準を設けており、96年議定書の求める行動基準について最低限の仕組みは既に導入されていると考えられる。

判定基準の整備については、以下のように考えられるのではないかと。

現時点で有害物質に係る判定基準が適用されていない廃棄物等で、96年議定書締結後も海洋投入処分が継続する可能性のあるもののうち、下水汚泥については、96年議定書附属書 およびその実行ガイダンスである品目 WAG に照らして、行動基準の適用が必要である。しかし、現在の制度では、下水汚泥に係る判定基準そのものは設定されていないので、新たに判定基準を設定することが必要。

同様に、し尿・し尿浄化槽汚泥についても、新たに判定基準を設定することが必要。

水底土砂の判定基準については、統合し一本化することが必要。

96年議定書の要請からして、将来的には、海洋生態系保全の観点を加味した判定基準の確立について検討していくことが必要。

96年議定書締結後も海洋投入処分の継続が予想される廃棄物等については、附属書の求めるところにより、有害物質などに係る適切な判定基準を維持・導入する必要がある。したがって、現時点で判定基準が適用されている廃棄物等については、全て従来どおり判定基準を適用することが必要であり、さらに現在は適用が除外されている廃棄物についても、その導入の必要性について検討する必要がある（表1）。

現在の制度上、判定基準の適用が除外されている廃棄物については、以下のとおりと考えられる。

下水汚泥：下水汚泥については、96年議定書附属書 及び下水汚泥の品目 WAG に鑑みれば、行動基準の適用は不可欠である。我が国では、下水汚泥のうち、指定下水汚泥については海洋投入処分を禁止し、その他の下水汚泥については、判定基準の適用

を除外して海洋投入処分を認めている。このため、指定下水汚泥に係る制度が、判定基準に相当する役割を果たすことが期待されているとも考えることができる。しかしながら、指定下水汚泥の指定実態はなく、実質的には海洋投入されている下水については行動基準に相当する基準の適用はない。このため、下水汚泥については、新たに判定基準を設定することが不可欠と考えられる。なお、基準設定に際しては、現在の有機性汚泥等の判定基準設定と同様の考え方に基づいて、含有量による判定基準を設けることが適切と考えられる（廃棄物の性質と排出海域設定との関係については後述 4.(1) 参照）。

し尿・し尿浄化槽汚泥：ロンドン条約上、わが国の“し尿・し尿浄化槽汚泥”は「下水汚泥」として集計されており、この分類に従えば品目 WAG 等に照らせば、行動基準を適用すべき品目に該当する。

なお、し尿・し尿浄化槽汚泥は、その起源が人間の排泄物に限定されていれば、家畜ふん尿と同じく「天然に由来する有機物質」に該当するとも考えられるが、実際に海洋投入処分されているものは合併浄化槽汚泥を含むものであるため、起源が人間の排泄物に限定されているとは言い難い。したがって、し尿・し尿浄化槽汚泥については、引き続き、「下水汚泥」として分類し、上述の下水汚泥と同様の考え方に基づいて、新たに判定基準を設定することが適切と考えられる。なお、本品目は、既に平成 19 年 1 月末までに海洋投入処分が廃止されることになっている。

動植物性残さ：動植物性残さは、96 年議定書上「天然に由来する有機物質」に分類されるものと解され、その品目 WAG では、上述のように、例外的な場合を除き、行動基準は適用除外とされている。現在、わが国では、梅漬調味廃液とかんきつ類缶詰加工に伴って生ずる植物残さをこの分類で海洋投入処分しているが、これらは「著しい汚染が想定される廃棄物」に該当しないと考えられる。したがって、今後も海洋投入処分が継続するものがこれらに限定されるのであれば、引き続き判定基準の適用を除外することが考えられる。

家畜糞尿：家畜ふん尿は、動植物性残さと同様に「天然に由来する有機物質」に分類されることから、有害物質による著しい汚染が想定される場合以外は、原則として判定基

準の適用を除外できる。

特定水底土砂、有害水底土砂、及び指定水底土砂の判定基準は、基準値を超える水底土砂の排出海域を制限（区分）するものであるから、附属書 が必須とするような、その値を超過した場合に海洋投入を禁止するための基準値には該当しない。そのため、これらの判定基準を海洋投入処分の可否を判断するための基準として統合し、一本化することが適切であると考えられる。

96年議定書附属書 は、行動基準（判定基準）につき、人の健康保護の観点に加えて、海洋生態系保全の観点を求めている。現在の我が国の判定基準は、前者のみの観点から、主として水質環境基準（＝飲料水基準）をもとに設定されているので、今後、後者の観点を導入することについて検討していく必要があると考えられる。ただし、現時点においては、後者の観点を考慮した環境基準の設定等はなされていないので、当面は、前者の観点から設定されている判定基準を維持し、今後、水生生物保全を加味した新たな水質環境基準の検討・導入状況を考慮しつつ、その見直しについて検討することが適切であると考えられる。

表1 海洋投入処分の継続が予想される品目の、わが国における判定基準の設定状況と追加設定の必要性に関する検討

96年議定書・WAGの規定		わが国の現行海洋投入処分制度		96年議定書を締結するために判定基準を追加設定する必要性の有無 <sup>1</sup>
附属書に列挙された海洋投入処分を考慮することができる品目	行動基準適用の必要性(品目WAG上に除外規定がある場合には不要)	今後も海洋投入処分が継続することが予想される品目(附属書に対応して整理)	現状での判定基準の設定状況	
1. しゅんせつ物	必要	水底土砂	設定あり	
2. 下水汚泥	必要	公共下水汚泥	設定されていない 但し、油分につき検液1lにつき50mg以下で油膜を生じないこと	
		し尿・し尿浄化槽汚泥	設定されていない	
3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる物質	不要 ただし、養殖で使われた化学物質が残っている可能性のある場合、何らかの化学処理を受けた魚類残さである場合には必要	動植物性残さ(魚類加工かす)	設定されていない 但し、油膜を生じないこと	× 現時点では海洋投入処分の実績は報告されておらず、今後の許可対象とならない。
4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物	必要 <sup>2</sup>	(船舶)		
5. 不活性な無機性の地質学的物質	不要(物理的影響のみであるため) <sup>3</sup>	赤泥、建設汚泥	設定あり 油分につき検液1lにつき15mg以下	
6. 天然に由来する有機物質 <sup>5</sup>	不要 ただし、製造状況によって、保存剤や処理剤を含む有害物質による尋常でない汚染が疑われる場合には必要	動植物性残さ	設定されていない 但し油膜を生じないこと	× 現在海洋投入処分されているものは、梅干加工残渣とみかん缶詰加工残渣であり、今後もこれらだけであれば適用の必要はないものと考えられる。
		家畜ふん尿	設定されていない 但し浮遊性きょう雑物を除去すること	× <sup>4</sup>

網掛けの三品目も96年議定書国内発効時に処分が廃止されていない可能性があるため対象とした。

- 1 ; ; 品目WAGから考えて設定は不可欠 × ; 原則不要であるが、品目区分等によっては必要
- 2 ; 船舶及びプラットフォームには行動基準は適用されないが、海洋投棄する場合には危険性のある全ての装置や付属品等を全て除去することになっている。
- 3 ; 地質学的物質の品目WAGでの行動基準の扱いは、ロンドン条約第27回科学者会議(2004年5月)以降、適用を含めて見直される可能性がある。
- 4 ; 女性ホルモン、農薬・医薬品の残留について留意を要するとの指摘もあり
- 5 ; 現在は、有機性汚泥・廃酸・廃アルカリがこの品目に該当するものとして処分されているが、廃止見込みとなっている(判定基準は既に設定されている)

なお、附属書は、上記1.~6.の他に、海洋投棄以外の処分が物理的に困難な地域(小島等)で発生する鉄、コンテナ等から構成される物質について、海洋投入処分を考慮し得る廃棄物品目として定めているが、わが国では想定されないことから上記表中からは割愛した。

#### 4. 排出海域の選択

##### (1) 排出海域設定に関する基本的な考え方

廃棄物等の排出海域については、国が、これまでの海域設定の在り方を尊重しつつ、排出海域を包括的に定め、海洋投入処分を企図する排出事業者が、該当する海域区分の中から投入処分を実施しようとする海域(投入地点)を選定して潜在的影響の検討を実施した上で処分地点を選択する方法とすることが適切ではないか。

わが国の現行法は、国が海洋投入処分し得る廃棄物等の品目毎に排出海域を定め、排出事業者(または排出を請け負う処理事業者)がその大枠内で具体的処分地点を選択して排出する仕組みとなっている。この排出海域は、廃棄物の性質を海洋還元型と非還元型とに区分した上で、それぞれ以下のように設定している(Ｓ47/3/16 中公審答申51号)。

海洋還元型の廃棄物等：「水産動植物の生育環境及び海洋環境として重要な沿岸海域に影響を与えることがないように配慮しつつ、その海洋還元を促進するために、海流の状況等を考慮し、廃棄物が拡散されやすい海域」

非還元型の廃棄物等：「やむを得ず海底空間を処分場所として使用するという考え方のもとに、水産動植物の生育環境及び漁業に影響がないこと、海底ケーブルが敷設されていないこと、沈降する過程において散乱しにくいこと等の条件をみたく海域であり、かつ、モニタリングの必要性から限定された海域」

この排出海域設定に関する基本的考え方は96年議定書を踏まえた新たな海洋投入処分許可制度の下でも踏襲し得ると考えられる。

ただし、96年議定書附属書を遵守するためには、具体的な投入地点につき潜在的影響の検討が適切になされることを担保する必要がある。このことを勘案した場合には、現行制度のみでは検討が不足しており、その仕組みを変更する必要があると考えられる。その際、96年議定書が定める「汚染者負担原則」を踏まえると、潜在的影響の検討を実施するにあたって生じる費用等の負担は海洋投入処分を選択する排出事業者が負担することが必要と考えられる。

こうしたことを勘案すれば、国が合理的な海洋利用の観点と、一般的な海洋環境の概

要、海洋投入処分が予定される廃棄物等の一般的な性状等から、廃棄物等の品目毎に、その排出を検討できる海域の範囲をあらかじめ定めておき、排出事業者がその海域の範囲のなかで具体的な投入地点を選んで処分に係る潜在的影響を検討し、その結果に基づいて許可する仕組みを設けることが適切と考えられる。

なお、国が廃棄物の排出を検討できる海域の範囲を設定するに当たっては、現行の排出海域制度を基本としつつ、96年議定書の主旨に鑑みて、見直しを行うことが適切であると考えられる（以下（2）参照）。

また、排出事業者及び国が実施する監視や環境調査等により、今後徐々に知見が蓄積されていくと考えられる。そこで、国が既存の情報に加えて新たに集められた情報を整理し、排出事業者が実施する潜在的影響の検討や監視結果の評価等にも用いることができるように整備することが適切であると考えられる。

## （2）現在設定されている排出海域の見直し

### 1）A海域の廃止

有害物質を判定基準値以上含む廃棄物等（固型化処理したもの）の排出海域として設定されているA海域は廃止することが適切ではないか。

なおA海域は、緊急避難時の廃棄物の排出海域としても位置づけられているが、緊急避難の性質を考慮すれば、恒常的な排出海域を設定するよりも、廃棄物の性状や危険性等に応じ、的確かつ迅速な対応を可能とする仕組みを新設するのが適切ではないか。

A海域は、

- 1) 有害物質を基準値以上含む水底土砂（特定水底土砂および有害水底土砂）の固型化処理物
- 2) 「人の健康に重大な被害を生じさせるおそれがある一般廃棄物で環境大臣が指定するもの」のうち、「緊急に処分する必要がある、かつ、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであると認めて環境大臣が指定するものであって、環境大臣が定めるところにより処分するために処理したもの」（廃掃法施行令3条4号イ

(2)(ニ)および(3)

の排出海域として設定されているが、1981年以降、A海域では1)の排出は行われていない<sup>1</sup>。また、上記2)の環境大臣指定もなされていない。

96年議定書は、行動基準の上限値を超える廃棄物等の海洋投入処分を禁止しているのみならず、附属書 にて固型化処理物の処分自体を認めていないと解される<sup>注)</sup>ことから、議定書締結後は上記1)を海洋投入処分することはできないことになる。

注) 附属書 パラ10の.1によれば、附属書 に該当する品目であっても判定基準を超えて有害物質が含まれていれば排出できないが、適切に有害物質を処理して判定基準に適合すれば排出可能と解釈される。しかしながら、処理後の廃棄物等も附属書 の品目に該当することが求められるのは当然であり、この場合の「処理」とは、固型化処理のような方法ではなく、基準を超えている有害物質を「取り除く」、基準を超えている有害物質を「分解して無害なものにする」といった方法と解するのが適切であると判断される。

上記2)は人の健康保護のための緊急避難的の制度である。96年議定書も「人の健康、安全又は海洋環境に容認し難い脅威をもたらす、かつ、他のいかなる実行可能な解決策をも講ずることができない緊急の場合」には、緊急避難として附属書 及び の適用を除外しており(第八条第2項)、上記2)もこれに該当し容認されると考えられる。

96年議定書は緊急避難を想定した排出海域を予め設定しておくこと自体を禁止してはおらず、A海域を上記2)のためだけに存続させることも可能である。この場合、事前に国が予め排出海域の環境を把握し、その潜在的影響の検討を実施しておけば、緊急避難時に96年議定書が求める関係国(近隣諸国)や関係機関と協議の際に提供できる情報が充実できることになる。しかし、緊急避難としての海洋投入処分はあくまでも例外的手段であることから、そのための排出海域を恒常的に定めることは必ずしも適切でないと考えられる。そこで、実際に緊急避難の必要が生じた場合に当該廃棄物の性質に適合した海域を処分地点として選択するといった、臨機応変な対応を可能とする仕組みを新設することが適切と考えられる。

これらを踏まえると、新たな許可制度の下ではA海域を廃止することが妥当であると

---

<sup>1</sup> 但しA海域はB海域に包含されるものであるため、B海域としての利用はある。

考えられる。なお、A 海域の設定を廃止する場合には、現行法の「環境大臣指定の一般廃棄物であって指定の方法で処理されたもの」の排出海域について、現在は「A 海域」と定められているものを、例えば「環境大臣の指定する海域」と変更する必要がある。

## 2) B、C、F 海域の設定の見直し

96 年議定書の趣旨であるところの海洋環境保全の見地、及び国際的な視点から考えて、国が包括的に定める排出海域の区分は、少なくとも我が国が責任を持ちうる海域に限定することが望ましいと考えられる。したがって、廃棄物等の海洋投入処分のための C 海域及び F 海域の外縁は、わが国の排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone: EEZ) 内にとどめることが適切ではないか。

排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone : EEZ) とは、沿岸国の領海に接続する水域であって、その国に漁業や天然資源開発、人工物設置等の権利を認める一方、沿岸国が当該海域の海洋環境保全の義務を負う海域を指す (国連海洋法条約 56 条 1 項)。この EEZ は各国の領海基線から最大で 200 海里の範囲内とされている (57 条)

わが国における現行の排出海域のうち、B 海域は距岸 100 海里程度の水域 (EEZ 内) に矩形状に設定され、C 海域は原則として各国の領海基線から 50 海里以遠と設定されている。F 海域は実質上すべての海域とされている。

すなわち、現行の排出海域設定では、法的には、他国の経済水域や公海であっても C 海域あるいは F 海域に該当し、廃棄物等の排出が可能である。しかし、これは 96 年議定書が立脚する海洋環境保全の考え方、および附属書 が定める監視の実現可能性にそぐわない上、国連海洋法条約下の今日ではこのような制度は明らかに国際的な認識になじまないと考えられる。そこで、C 海域および F 海域の範囲をわが国の海洋環境保全義務が及ぶ EEZ 内に限定することが適切であると考えられる。

なお、日本海北部及び北海道東岸沖合の B 海域では、現在、一般廃棄物である「廃火薬類」のみが少量投入処分されている状況にある。廃火薬類は、96 年議定書の国内適

用に際して廃止せざるを得ない品目であり、また、この海域では今後新たに排出が予定される品目はないことから、その設定継続の適否について今後検討していくことも考えられる。

### (3) 排出方法について

現行法上、排出方法は廃棄物等の性状および排出海域の性質を踏まえて、排出海域と一体化して定められている。このため、現行の排出海域制度を基本的に存続させる場合には、排出方法についても原則として維持するのが適切ではないか。

ただし、将来的には、技術的な進展を踏まえつつ、排出事業者が潜在的影響の検討結果を踏まえて適切な排出方法を選択し得るといった弾力的な制度にすることも考えられる。

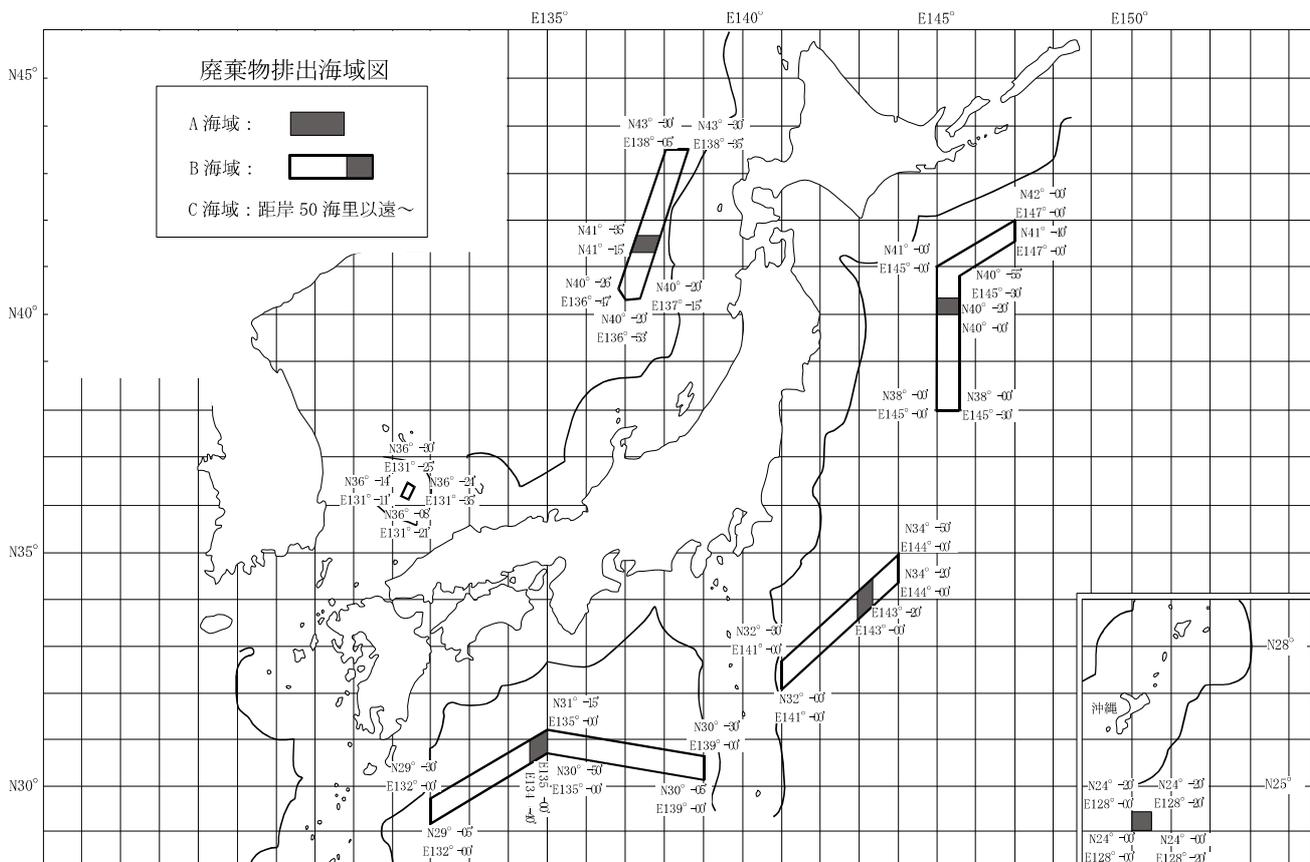
附属書、WAGとも、排出方法についての要求事項は明示していないため、その国内適用にあたって必須となる要件はない。しかしながら、同議定書の主旨に鑑みれば、海洋投入処分を実施する場合には、海洋環境への影響を最小化する方法によって排出されることが前提となることは明らかである。

現在は海防法施行令により、排出方法と排出海域が一体となり、以下のように定められている（排出海域の設定に関する考え方につき上記4.(1)参照）。

- 1) 海洋還元型の廃棄物については、積極的に拡散させるために「船舶の航行中に排出すること」、及び過度の負荷を避けるために「排出量を毎時 2000m<sup>3</sup>以下とすること」とされている。 C 海域
- 2) 非還元型の廃棄物については、沈降を促進するために、「比重 1.2 以上で排出すること」、「粉末のまま排出しないこと」、及び「船舶の航行中に排出しないこと」とされている。 B 海域
- 3) 一般水底土砂については、沈降を促進するために、「船舶の航行中に排出しないこと」、及び「必要な措置を講ずること(努力義務)」とされている。 F 海域

現時点でこれらを大幅に修正する必然性は認められず、現行の排出海域制度を基本的に存続させるのであれば、排出方法についても一体的に存続させることが適切と考えられる。

ただし将来的には、排出事業者の実施する潜在的影響の検討結果に基づいて海洋投入処分の適否が判断され許可発給する仕組みとする場合、今後も最低限遵守すべき基準としてこれらの排出方法を維持するのが適切かどうか、技術的な進展を踏まえてより積極的な環境保全措置が採用できる弾力的な制度にする必要性がないか、検討することも考えられる。



A 海域	上図に示す B 海域内の特定海域 (有害物の処理物、特定・有害水底土砂は固型化した上でこの海域で処分)
B 海域	上図に示す特定海域(非水溶性の廃棄物はこの海域で処分)
C 海域	すべての国の領海基線から 50 海里を超える海域で以下の海域を除くもの (水溶性の廃棄物、指定水底土砂はこの海域で処分) ：(1)バルティック海海域及び南極海域、(2)北海海域、(3)海洋施設等周辺海域
(参考) D 海域	すべての国の領海基線から 12 海里を超える海域で以下の海域を除くもの ：(1)バルティック海海域及び南極海域、(2)北海海域、(3)海洋施設等周辺海域、(4)本邦領海基線から 50 海里以内で水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域
(参考) E 海域	次の海域を除く海域 ：(1)港則法に基づく港の区域及び港の境界外 1 万 m 以内の海域、(2)海図に記載されている海岸の低潮位線から 1 万 m 以内の海域、(3)伊勢湾及び瀬戸内海、(4)本邦領海基線から 50 海里以内で水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域
F 海域	(一般の水底土砂処分可) 次の海域を除く海域 ：(1) 本邦領海基線から 50 海里以内で水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域

図 4 現行の排出海域